

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。

- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
 - 第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
 - 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 - 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者及び感染症の疑いがあると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

【宿泊客の契約解除権】

- 第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
 - 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除したものとみなし処理することがあります。また、夕食の最終提供時間を当日の午後7時とし、事前連絡なく午後7時以降に入館されたお客様に関しても、夕食の権利を放棄したものとみなし処理することがあります。

【当館の契約解除権】

- 第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が伝染病者及び感染症の疑いがあると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - 宿泊の申し込みをした者が、第2条 1-2 に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
- 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項（6）及び（7）によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金は頂きません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

【宿泊の登録】

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館は、時間外の客室はご利用できません。

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------------------------|
| (1) レストラン | 朝食 | 7:00 又は 8:00 開始(～9:00 終了) |
| | ディナー | 18:00 又は 19:00 開始 (～21:00 終了) |
| | 早朝食 | 6:00 又は 6:30 開始 (別途料金要) |
| (2) 大浴場 | 15:00～23:00 | 翌朝 6:00～9:00 |
| (3) カラオケ | 15:00～23:00 | (別途料金要) |
| (4) 卓球 | 15:00～21:00 | |
| (5) 麻雀 | 15:00～23:00 | (別途料金要) |
| (6) 研修室・会議室 | 9:00～21:00 | (別途料金要) |

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

【料金の支払い】

- 第12条 宿泊客が払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
 - 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

- 第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- 第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の保障料を宿泊客に支払い、その保障料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取り扱い】

第15条 当館は、宿泊客の手荷物をフロントで預かる行為はお断りしております。お客様都合により、お預かりした際の滅失、毀損等の損害が生じた場合は、当館は一切責任を負いません。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解をしたときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 - 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第18条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該等宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

内 容		
う べ き 客 が 総 額	料 追 金 加	① 基本宿泊料（室料+夕朝食等の飲食料） ② サービス料（①に関わるもの）
	料 追 金 加	③ 追加飲食（①に含まれるものを除く） ④ サービス料（③に関わるもの）
支 払	料 追 金 加	イ 消費税 ロ 入湯税

備考1 基本宿泊料はホームページに掲載する料金表によります。

- 小人料金は小学生以下に適用し、子供用食事と寝具の提供となります。

別表第2

取 消 料				
旅行契約解除の時期		不泊・当日	前日	2～7日前
契約申込人数	10名まで	100%	50%	30%
	11～30名まで	100%	80%	80%
	31名以上	100%	100%	100%

- %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
- 団体客（11名以上）の一部について契約の解除があった場合、契約人数に応じて上記取消料を収受します。

※宿泊者の居住地及び長野県に警報（波浪・高潮除く）、並びに感染症対策における緊急事態宣言が発令した場合、キャンセル料は免除と致します。

※蔓延防止等重点措置のみが発令されている場合は、取消料を収受します。

付則
第1条 当館は、平成23年9月1日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当館の宿泊約款と定め、令和3年10月13日此れを施行する。
第2条 当館は、令和3年9月11日、宿泊約款第2条 1.-2、第5条 (3) -2、第6条 3項、第7条 (1) -2、同条同項 (7) 及び、第15条の各一部を改正し、同日施行する。